

意見書（補充）

平成26年12月15日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

弁護士 柳 沢 尚 武
弁護士 長 野 真 一 郎
弁護士 奥 村 秀 二

貴部会に対する本日付意見書において、民法724条後段改正に関する経過規定の置き方について意見を述べたが、上記意見書を踏まえ、部会資料85の第2に記載された「時効規定の改正に関する経過規定」について、以下の通り意見を述べる。

1 上記においては、「第7の4の規定（民法724条参照）に関しては、施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であっても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定（20年の期間制限が消滅時効である旨を明示する規定）を適用することとする考え方があり得る。」としている。

そして、その理由として、不法行為の加害者は不法行為時の法令が適用されると考えるであろうが、「そのような期待は一般の債権ほどに保護の必要性が高いとはいえず、不法行為の被害者の保護を優先させる必要がある」ことを上げる一方で、「施行日前に現行民法第724条の期間が既に経過している場合についてまで改正後の民法の規定を適用すると、法律関係の安定を著しく害する結果となることから、施行日において、現行民法第724条の期間が経過していない場合に限って適用するのが合理的であると考えられること等による」としている。

2 本日付意見書で述べたように、724条後段の改正の趣旨は、同法の規定が消滅時効を定めたものであることを、解釈上疑義が生じないようにしたものであり、実体法の規定内容を変えるものではないことからすれば、改正法の施行

前に生じた不法行為についても、724条後段は消滅時効であるとする解釈が適用されることに合理性がある。

したがって、発生後20年の期間が経過していない不法行為債権について改正法が適用される旨の経過規定を置くとしても、その反対解釈として、法施行時に20年が経過している場合には除外であるという解釈が本改正によって確定されたという考え（誤解）が公に肯定されないようにすべきである。

上記部会資料の記載によると、法施行時に発生から20年が経過している不法行為債権について20年の期間を時効と解することは、「法律関係の安定を著しく害する」と、法制審が判断しているかのように理解されてしまうことが懸念される。そのような誤解を招くことは、724条後段の規定が消滅時効を定めたものであることについて解釈上疑義が生じないようにするという改正法の趣旨に反する。

法施行日前に発生した不法行為債権の内、20年の期間が経過したものについて、20年の期間の性格をどのように考えるかは、改正法を踏まえた現行民法の解釈として、司法の判断に委ねられるものである。付則の経過規定において20年を経過していない不法行為債権について改正法を適用することを定めたことの反対解釈として、上記のような誤解を生じさせないように、改正法の解説などにおいてこの趣旨を明らかにすべきである。

具体的には、改正後の724条後段規定の経過規定として、上記部会資料に記載されたとおりの定めが置かれたとしても、下記説明を本改正法の解説などで明らかにするべきである。

「付則において、『施行日前に不法行為による損害賠償請求権が生じた場合であつても施行日においてその損害賠償請求権に関する現行民法第724条後段の20年の期間が経過していないときは、改正後の民法の規定を適用する』と定めたことは、法施行日に20年が経過している不法行為債権には除外として消滅しているという反対解釈を認めるものではない。上記不法行為債権に関する改正前724条後段の期間の法的性質は、改正法の趣旨を踏まえた、司法の判断に委ねられる。」